

幹部・公務員法

国会第12会期、第4会議、2008年11月13日付 22/2008/QH12号

国会は、決議51/2001/QH10号により改正されたベトナム社会主義共和国1992年憲法に基づき、幹部・公務員法を制定する。

第1章 総則

第1条 取扱範囲及び適用対象

本法は、幹部・公務員、幹部・公務員の選挙、採用、任用及び管理、幹部・公務員の権利義務並びに公務遂行条件の確保を定めるものである。

第2条 幹部・公務員の公務活動

幹部・公務員の公務活動とは、本法及び関係法律規定に基づく幹部・公務員の任務、権限を執行することを意味する。

第3条 公務遂行上の原則

1. 憲法及び法律の遵守
2. 国家利益、組織及び公民の権利、適法な利益の保護
3. 公開性、透明性及び権限の正当性並びに審査・監視
4. 体系的、統一性、連続性、一貫性及び効率性の確保
5. 行政的階級（順位）及び緊密な協力の確保

第4条 幹部・公務員

1. 幹部とは、選挙で選ばれ、承認され、ベトナム共産党の機関、国家機関、中央、省及び中央直轄市（以下、省級と略す）並びに県、区、町及び省直轄市（以下、県級と略す）の政治社会組織に任期制で職名・職務を任命され、正式職員として国家予算から給与を支払われるベトナム公民である。
2. 公務員とは、ベトナム共産党の機関、国家機関、中央・省級・県級の政治社会組織、人民軍隊の機関・部隊（専門の士官・軍人及び国防ワーカー以外の者）、人民公安の機関・部隊（専門士官、下級士官以外の者）、ベトナム共産党・国家機関・政治社会組織の独立行政法人（以下独立行政法人と略す）の管理組織に採用され、職階、職名・職務に任命され、国家予算から給与を支払われるベトナム公民である。独立行政法人の管理組織に属する公務員の給与は、法律に定める独立行政法人の給与基金から確保される。
3. 市・町・村（以下村級と略す）の幹部は、人民評議会常務委員、人民委員会委員、共産党の書記官、副書記官、政治社会組織の長として選ばれ、任期制で職務を任命されるベトナム公民である。村級公務員は、村級人民委員会における専門業務職で採用され、正式職員として国家予算から給与を支払われるベトナム公民である。

第5条 幹部・公務員の管理原則

1. ベトナム共産党の指導及び国家管理の確保
2. 職名基準、仕事地位及び定員数指標との結合
3. 集中的な民主制、個人責任制及び明確な分担・分権という原則の実施
4. 政治認識、倫理及び公務遂行の能力に基づく幹部・公務員の採用、評価及び分類
5. 両性平等の実施

第6条 高い能力を有する人材に対する政策

国家は高い能力を有する人材の発見、誘致、教育、重用及び相応しい待遇のための政策を有する。

政府は、高い能力を有する人材に対する具体的な政策を規定する。

第7条 用語の解釈

本法には、次の各項に掲げる用語の意味は当該各項に定めるところによる。

1. 幹部・公務員の任用機関とは、幹部・公務員を管理・分担・配置を行い、幹部・公務員の権限・任務の執行を審査する権限を持つ機関、組織、部署をいう。
2. 幹部・公務員の管理機関とは、幹部・公務員の採用、任命、職階の昇格、昇給、解雇、退職定年制度を実施、幹部・公務員に対する待遇政策制度を実施し、表彰、懲戒処分を行う権限を持つ機関、組織、部署をいう。
3. 仕事地位とは、公務員定員数の確定及び機関・組織・部署における公務員の配置のための職名・職務、組織及び職階に直結する仕事をいう。
4. 職階とは、公務員の専門業務上の能力及び水準に関する順位をいう。
5. 任命とは、幹部・公務員が法律規定のところにより役員・管理職又は一定の職階を命じられることをいう。
6. 退任とは、幹部・公務員が、任期中又は任命の期間中に職名・職務の引退を認められることを意味する。
7. 解任とは、幹部が任期中に職名・職務に就くことができなくなることをいう。
8. 降職とは、役員・管理職の公務員が、職務を下げられることをいう。
9. 解職とは、役員・管理職の幹部・公務員が、任期中又は任命の期間中に役員・管理職に就くことができなくなることを意味する。
10. 出向とは、幹部・公務員が権限のある機関の決定によりある機関・組織・部署から他の機関・組織・部署で勤務することをいう。
11. 人事異動とは、役員・管理職の幹部・公務員は、任務の要求により教育研修、訓練を継続して受けるために一定の期間において他の役員・管理職に任命されることをいう。
12. 派遣とは、ある機関・組織・部署に属する公務員が、任務の要求により、他の機関・組織・部署へ派遣され、勤務することをいう。

13. 辞任とは、役員・管理職の幹部・公務員は、任期又は任命の期間中に自分から職務の引退を申し出ることをいう。

第2章 幹部・公務員の義務及び権限

第1節 幹部・公務員の義務

第8条 共産党、国家、公民に対する幹部・公務員の義務

1. ベトナム共産党、ベトナム社会主義共和国へ誠実し、祖国の名誉、国家の利益を保護する。
2. 公民を尊重し、服務に専心する。
3. 公民と密接に連絡をとり、公民の意見を聞き、公民の監視を受ける。
4. 共産党の路線、方針、政策、国家の法律を厳守する。

第9条 公務遂行上の幹部・公務員の義務

1. 付与された任務、権限を正しく、かつ十分に遂行し、その結果について責任を負う。
2. 組織の規律認識を持ち、機関・組織・部署の内規、規制を厳格に実施し、機関・組織における法律違反行為を発見する場合に権限のある人に報告する。国家機密を保守する。
3. 公務遂行を積極的進め、協力する。機関・組織内の団結を守る。
4. 国家から交付される財産を保護し、効率よく使用し、節約する。
5. 上部の決定に従う。その決定が違法なものであると認められる根拠があれば、決定者に対して文書で適時に報告する。決定者が決定を変えない場合には、その決定を執行する決定は文書で作成しなければならない。また、執行者が当該決定に従わなければならないが、執行の効果について責任を負わず、決定者の上司に報告しなければならない。決定者は自己決定について責任を負う。
6. その他の義務は法律の定めるところによる。

第10条 幹部・公務員である長の義務

本法第8条、第9条の規定を実施する他、機関・組織・部署の長である幹部・公務員は、以下の義務を遂行しなければならない。

1. 機関・組織・部署に付与された任務の遂行を指導し、機関・組織・部署の実績について責任を負う。
2. 幹部・公務員の公務遂行を審査、促進、指導する。
3. 機関・組織・部署における官僚主義及び汚職の防止、節約の実施、浪費の防止に関する措置を実施させ、機関・組織・部署における官僚主義、汚職及び浪費の発生について責任を負う。

4. 機関・組織・部署における草の根の民主主義に関する法律規定、風土文化を実施させる。規律及び法律に違反し、公民に迷惑をかけ、官僚的、傲慢な態度を持つ部下の幹部・公務員に対して適時かつ厳格に処分する。
5. 自己の権限に基づき、組織及び個人の告発、不服申立を適時かつ適法に解決し、又は権限のある機関にその解決を提議する。
6. 法律に定めるその他の義務を実施する。

第2節 幹部・公務員の権利

第11条 公務遂行の条件の確保に関する幹部・公務員の権利権限

1. 任務に相当する権限を与えられる。
2. 法律規定に従って、公務遂行上の機材設備及び条件を確保される。
3. 与えられる任務及び権限に関連する情報を提供される。
4. 政治認識及び専門業務能力を高めるための教育研修を受けられる。
5. 公務遂行の際、法律に保護される。

第12条 給与に関する幹部・公務員の権利

1. 国家に与えられる任務及び権限に応じて、経済社会の条件に適合する給与を支払われる。山岳地帯、国境地帯、諸島、遠隔地、少数民族の地域及び経済社会の条件が特別に困難な地域又は有害危険な環境におかれる業種に勤める幹部・公務員には、法律の定めるところにより、手当及び優遇の制度・政策が適用される。
2. 法律規定の定めるところにより、残業手当、夜勤手当、出張手当及びその他の待遇を与えられる。

第13条 休暇に関する幹部・公務員の権利

幹部・公務員は、労働法に従って、毎年の休暇、休日及び個人の用事処理のための休暇を取得することができる。幹部・公務員は、任務の要求により毎年の休暇全部を取得できなかった場合に給与の他、休暇を取得できなかった日数について給与を支払われる。

第14条 幹部・公務員のその他の権利

幹部・公務員は、学習、科学研究、経済社会の活動に参加する権利が保障される。法律の定めるところにより、住宅、交通手段、社会保険制度及び医療保険制度に関する待遇を与えられる。公務遂行中の負傷又は死亡した場合には、傷兵士の待遇制度の受給資格又は死亡軍人の資格を認められ、法律に定めるその他の権利を検討される。

第3節

幹部・公務員の倫理・道徳、職場の対話文化

第15条 幹部・公務員の倫理・道徳

幹部・公務員は、公務遂行において勤勉、節約、清廉、公正、及び公平無私の態度を実現しなければならない。

第16条 職場の対話文化

1. 職場の対話では、幹部・公務員は、礼儀正しく、同僚を尊重する態度を示さなければならない。対話は、標準語を使って、一貫性、明確性を確保する。
2. 幹部・公務員は、同僚の意見に耳を傾けなければならない。公平無私で他人を評価し、民主主義を実施し、かつ、内部団結を維持する。
3. 幹部・公務員は、公務遂行をする際バッチを付け、公務員証明書を携帯する。礼儀正しい態度を維持し、機関・組織・部署及び同僚の威信、名誉を守る。

第17条 公民との対話文化

1. 幹部・公務員は、公民と密接な関係を維持する。礼儀正しく、まじめに、謙遜な態度を持つ。対話は、標準語を使って、一貫性、明確性を確保する。
2. 幹部・公務員は、公務遂行にあたり、傲慢な態度で公民を困難にし、迷惑をかけてはならない。

第4節

幹部・公務員への禁止事項

第18条 倫理・道徳に関連する禁止事項

1. 責任の回避、任務の怠慢；派閥の結成、内部団結の破壊；無断離職又はストライキの参加
2. 国家及び公民の財産の違法的な使用
3. 任務及び権限の利用及び濫用；自己利益のための公務情報の使用
4. 如何なる形式での民族・男女・社会身分・宗教の差別

第19条 国家機密に関する禁止事項

1. 幹部・公務員は、如何なる形式でも国家機密に関連する情報の開示をしてはならない。
2. 国家機密に関連する業種、職種に従事する幹部・公務員は、定年退職又は退職の決定を受けたときから少なくとも5年以内、国内・海外の組織・個人又は外国との合弁組織で、以前に担当した職種、業種に関連する業務に従事してはならない。
3. 政府は、幹部・公務員の勤めてはならない業種、職種及び期間並びに本条の適用対象者に対する制度政策の詳細を定める。

第20条 幹部・公務員に対するその他の禁止事項

幹部・公務員は本法第18条、第19条に定める禁止事項の他、汚職防止法及び節約実施浪費防止法に定める製造、経営及び人事業務に関連する仕事並びに関係法律及び権限のある機関に定められたその他の仕事をしてはならない。

第3章 中央・省級・県級の幹部

第21条 幹部

1. 本法第4条第1項に定める幹部は、ベトナム共産党の機関、国家機関及び中央・省級・県級の政治社会組織の幹部をいう。
2. ベトナム共産党における権限のある機関は、ベトナム共産党及び政治社会組織の条例並びに本法の規定に基づいて、ベトナム共産党の機関及び政治社会組織で働く幹部の具体的な職名・職務を定める。

国家機関で働く幹部の職名・職務は、国会組織法、政府組織法、人民裁判所組織法、人民検察院組織法、人民評議会・人員委員会組織法、国家会計検査法及び関係法律の規定によって決められる。

第22条 幹部の義務及び権限

1. 本法第2章の規定及びその他の関連規定に従って義務及び権限を執行する。
2. 憲法、法律並びに本人の所属する組織の条例に従って任務及び権限を執行する。
3. 共産党、国家、公民、及び権限のある機関・組織に対して、与えられた任務及び権限の執行について責任を負う。

第23条 ベトナム共産党の機関及び政治社会組織の幹部の選挙並びに職名・職務の任命

ベトナム共産党の機関、政治社会組織の幹部の選挙及び職名・職務の任命は、関係する条例及び法律に従う。

第24条 国家機関の幹部の選挙、承認及び職名・職務の任命

任期制による、中央から県級までの国家機関の幹部の選挙、承認及び職名・職務の任命は、憲法、国会組織法、政府組織法、人民評議会及び人員委員会組織法、人民裁判所組織法、人民検察院組織法、国家会計検査法、国会議員選挙法及び人民評議員選挙法の規定に従う。

第25条 幹部の教育研修

1. 幹部の教育研修は、幹部の基準、職名・職務及び任務の要求に基づいて、幹部計画に従って行う。
2. 幹部の教育研修制度は、ベトナム共産党の権限機関、国会常務委員会及び政府によって定められる。

第26条 幹部の出向・人事異動

1. 幹部は、任務要求及び幹部計画により、ベトナム共産党、国家及び政治社会組織の機関システムにおいて出向・人事異動をされる。

2. 幹部の出向・人事異動は法律規定及び権限のある機関の規定に従う。

第 27 条 幹部の評価の目的

幹部の評価は、政治認識、倫理・道徳、業務専門能力及び任務遂行の実績を明確にするために行う。評価結果は、幹部の配置、任用、教育研修、表彰及び懲戒処分を行い、幹部に対する政策を実施する根拠となる。

第 28 条 幹部の評価の内容

1. 幹部は、以下の内容によって評価される。
 - a) 共産党の路線、方針及び政策並びに法律の遵守
 - b) 政治認識、倫理・道徳、生活様子及び仕事のマナー
 - c) 任務遂行上の指導・運営・管理能力
 - d) 仕事に対する責任感
 - e) 任務の遂行の結果
2. 幹部の評価は毎年に行う他、選挙、承認、任命、昇格計画、出向及び教育研修の前並びに任期及び人事異動の終了時に行う。

幹部の評価の権限、順序及び手続は、法律規定及び権限のある機関の規定に従う。

第 29 条 幹部の評価の結果による分類

1. 幹部は評価の結果により以下の通り分類される。
 - a) 任務の優秀な完成
 - b) 任務の優良な完成
 - c) 任務の完成。ただし、能力が限られること。
 - d) 任務の未完成。
2. 幹部の評価・分類の結果は、幹部書類に保管され、本人に通知される。
3. 2年連続任務を完成したが、能力が限られる、或いは、2年の内に1年任務を完成したが、能力が限られ、もう1年に任務を完了しなかったと評価された幹部には、権限のある機関・組織が、他の業務を配置する。

2年連続任務を完成しなかった幹部には、権限のある機関・組織・部署は任務を退任させ、又は任務遂行を終了させることができる。

第 30 条 離任、辞任及び退任

1. 幹部は、以下の場合に任務遂行の終了、辞任及び退任を申し出ることができる。
 - a) 健康が不十分である。
 - b) 能力、威信が十分である。
 - c) 任務の要求による。
 - d) 他の理由による。
2. 離任、辞任及び退任の決定権限、順序及び手続は法律規定及び権限のある機関の

規定に従う。

第31条 幹部の定年退職

1. 幹部は、労働法の規定に従って定年退職をすることができる。
2. 幹部を管理する機関・組織・部署は、定年退職日より6ヶ月前に、幹部本人に対して、文書で定年の期日を知らせなければならない。幹部を管理する機関・組織・部署は、定年退職日より3ヶ月前に定年退職の決定を下す。
3. 大臣又はそれに相当する職務以上を担当する幹部は、特別の場合に権限のある機関の規定により勤務期間を延期することができる。

第4章

中央・省級・県級の公務員

第1節

公務員及び公務員の分類

第32条 公務員

1. 本法第4条第2項に定める公務員は以下の通りである。
 - a) ベトナム共産党の機関、政治社会組織の公務員
 - b) 国家機関の公務員
 - c) 独立行政法人の役員・管理職の公務員
 - d) 人民軍隊の機関・部隊に所属する専門士官・専門軍人・国防作業員以外の公務員；人民公安の機関・部隊に所属する専門士官、専門下級士官以外の公務員
2. 政府は、この条項について具体的な規定を定める。

第33条 公務員の義務権限

1. 本法の第2章及び他の規定に定める義務権限を執行する。
2. 憲法、法律の規定に従って任務及び権限を実施する。
3. 権限のある機関・組織に対して、与えられた任務及び権限の執行について責任を負う。

第34条 公務員の分類

1. 公務員は、任用の職階により、以下の通り分類される。
 - a) A級は上級専門官又はそれに相当する公務員である。
 - b) B級は主任専門官又はそれに相当する公務員である。
 - c) C級は専門官又はそれに相当する公務員である。
 - d) D級は幹事又はそれに相当する公務員及び職員である。
2. 公務員は仕事地位により、以下の通り分類される。

- a) 役員・管理職に就く公務員
- b) 役員・管理職に就かない公務員

第2節 公務員の採用

第35条 公務員の採用の根拠

公務員の採用は、任務の要求、仕事地位、定員数の指標に従う。

第36条 公務員の応募

1. 以下の条件を満たす者は、民族、男女、社会身分及び宗教を問わず、公務員に応募することができる。
 - a) ベトナム国籍の保有
 - b) 18歳以上
 - c) 応募申請書、明確な履歴書の提出
 - d) 適切な資格の取得
 - e) 優良な政治認識及び倫理・道徳の保持
 - f) 任務遂行上の十分な健康の保有
 - g) 任命された職務に求められるその他の条件
2. 以下の者は、公務員の応募に認められない。
 - a) ベトナムに居住しないこと。
 - b) 民事行為能力を喪失し、又は民事行為能力が制限れること。
 - c) 刑事責任を追及されていること又は裁判所の刑事判決・決定を執行している又は執行を終了したが、前科が抹消されていないこと、或いは、医療施設又は教養施設への強制入居という行政処分を受けていること。

第37条 公務員の採用方法

1. 公務員の採用は、本条第2項に定める場合を除き、試験で採用される。公務員の採用試験の形式及び内容は、業種・職種に適合し、かつ任務要求を満たす資格、能力のある人材を選定できるようにしなければならない。
2. 本法第36条第1項に定める条件を満たす者は、山岳地帯、国境地帯、諸島、遠隔地、少数民族の地域、経済社会の条件が特別に困難な地域で5年以上働くことを約束する場合に選定によって採用される。
3. 政府は、公務員の採用試験及び選定の詳細な規定を定める。

第38条 公務員の採用の原則

1. 公開性、透明性、客観性、適法性の確保
2. 競争性の確保

3. 仕事の任務及び地位の要求を満たす人材の選定
4. 高い能力を有する者、国家に貢献した者、少数民族の出身者の優先的な採用・選定。

第39条 公務員の採用の機関

1. 最高人民裁判所、最高人民検察院及び国家会計検査機関は、それぞれに所属する機関・組織・部署の公務員を採用し、公務員採用を分権する。
2. 国会事務局、国家主席府は、それらに所属する機関・組織・部署の公務員を採用する。
3. 省、省同級機関、政府の所属機関は、それぞれの所属機関・組織・部署の公務員を採用し、公務員の採用を分権する。
4. 省級人民委員会はそれに所属する機関・組織・部署の公務員を採用し、公務員の採用を分権する。
5. ベトナム共産党の機関、政治社会組織がそれらに所属する機関・組織・部署の公務員を採用し、公務員の採用を分権する。

第40条 公務員の試用

公務員として採用される者は、政府の規定に従って試用制度を実施する。

第41条 裁判官及び検察官の選定及び任命

人民裁判所の裁判官及び人民検察院の検察官の選定及び任命は、人民裁判所組織法、人民検察院組織法の規定に従う。

第3節

公務員の職階に関する規定

第42条 公務員職階及び公務員職階への任命

1. 公務員職階は以下の通りである。
 - a) 上級専門官及びそれに相当するもの。
 - b) 主任専門官上級専門官及びそれに相当するもの。
 - c) 専門官及びそれに相当するもの。
 - d) 幹事及びそれに相当するもの
 - d) 職員
2. 職階への任命は、以下の条件を満たさなければならない。
 - a) 任命された者は、当該職階の専門業務の基準を満たす。
 - b) 公務員職階への任命は、正しい権限に従って、当該機関・組織・部署の公務員の構成を確保しなければならない。
3. 公務員職階への任命は、以下の場合に行う。

- a) 試用制度を完了した者
- b) 公務員が職階昇格の試験に合格した者
- c) 相当の職階へ移行する者

第 43 条 公務員の職階変更

1. 職階の変更は、ある専門業務の職階に該当する公務員は、同級のその他の専門業務の職階に任命されることをいう。
2. 職階を変更された公務員は、変更先の職階の専門業務の基準を満たし、任務及び権限を執行する適切な者でなければならない。
3. 公務員は、自分が担当する職階の専門業務に合わない任務を与えられた場合に、適切な職階へ変更されなければならない。
4. 職階変更の際、職階の昇格、昇給を行わない。

第 44 条 公務員の職階の昇格

1. 職階の昇格は、仕事地位に基づき、当該機関・組織・部署の公務員構成に適合するようにし、かつ試験を通じて行う。
2. 上級の職階に相応する仕事地位を担当できる十分な条件、基準を満たす公務員は、職階昇格の試験を受験することができる。
3. 職階の昇格試験は、競争性、公開性、客観性、適法性の原則に従う。

第 45 条 公務員職階の昇格試験の受験の条件及び基準

1. 試験職階に相応する仕事地位を担当する公務員の採用を希望する機関・組織・部署の公務員は、当該職階試験を受験することができる。
2. 職階昇格の試験を受験する公務員は、当該職階に求められる政治認識、倫理・道徳、受験職階の専門能力を満たさなければならない。

第 46 条 公務員の職階昇格試験の実施

1. 公務員の職階昇格試験の内容及び形式は、試験職階の専門業務に適合し、かつ、試験職階の基準を満たす専門能力のある公務員を採用できるようにしなければならない。
2. 内務省は、公務員の職階昇格試験の開催に関して関係機関・組織と協力する。
3. 政府は、公務員の職階昇格試験の詳細を定める。

第4節 公務員の教育研修

第 47 条 公務員の教育研修制度

1. 公務員の教育研修の内容、プログラム、形式及び期間は、役員・管理職の職名・職務の基準及び公務員職階の基準に基づいて任務の要求に適合しなければならない。

2. 公務員の教育研修の形式態は以下の通りである。
 - a) 公務員職階に基づく研修
 - b) 役員の職名、管理職の職名に基づく教育研修
3. 政府は、公務員の教育研修の内容、プログラム及び期間を定める。

第 48 条 公務員の教育研修を行う機関・組織・部署の責任

1. 公務員を管理する機関・組織・部署は、公務員計画及び公務員の専門能力の向上を目指す教育研修計画の策定及び公開に関する責任を負う。
2. 公務員を任用する機関・組織・部署は、公務員にそれらの専門能力の向上を目指す教育研修の機会を与える責任を負う。
3. 公務員の教育研修の費用は、国家予算及び法律に定めるその他の収入源から供給される。

第 49 条 教育研修に関する公務員の責任及び権利

1. 教育研修を受ける公務員は、教育研修規制を厳格に実施し、教育研修機関に管理をされる。
2. 教育研修を受ける公務員は、給与及び手当を継続して付与される。教育研修の期間は、連続の勤務年数に計算し、法律による昇給を検討される。
3. 教育研修コースで優秀な実績を得た公務員は、表彰をされる。
4. 教育研修を受けた公務員は、無断の離職・退職をした場合、法律規定に従って教育研修の費用を求償される。

第5節

公務員の出向、任命、人事異動、派遣、辞任、退任

第 50 条 公務員の出向

1. 公務員の出向は、任務の要求並びに公務員の政治認識、倫理・道徳、能力及び専門能力による。
2. 出向公務員は、新しい仕事地位に相応しい専門能力の要求を満たさなければならない。

第 51 条 役員・管理職の任命

1. 公務員の役員・管理職への任命は、以下の事項に基づく。
 - a) 機関・組織・部署の需要、任務
 - b) 役員・管理職の水準、条件

公務員の役員・管理職への任命の権限、順序及び手続は、法律規定及び権限のある機関の規定に従う。
2. 公務員の役員・管理職への任命期間は 5 年とする。この期間の終了時、権限のある機関・組織・部署は、公務員を再度任命するか否かを決めなければならない。

3. 他の機関・組織へ出向し、又は役員・管理職に任命された公務員は、兼任の場合を除き、担当している役員・管理職を引退する。

第 52 条 公務員の人事異動

1. 役員・管理職の公務員は、任務の要求、公務員確保計画及び公務員任用計画に基づき、ベトナム共産党の機関、国家機関及び政治社会組織内に人事異動をされる。
2. 政府は、公務員の人事異動の詳細を決める。

第 53 条 公務員の派遣

1. 公務員を管理する機関・組織・部署は、任務の要求に基づき、公務員を他の機関・組織・部署に派遣する。
2. 派遣機関は 3 年以内である。ただし、特定の分野、業種には、政府の定めによる。
3. 派遣された公務員は、派遣先の業務配置に従う。
4. 山岳地帯、国境地帯、諸島、遠隔地、少数民族地域、社会経済の条件が特別に困難な地域へ派遣された公務員は、法律規定に従って優遇制度を与えられる。
5. 派遣公務員を管理する機関・組織・部署は、派遣期間を終了した後、当該公務員に適切な仕事を与える責任を負う。
6. 妊娠中又は 36 ヶ月以下の子供を育児している女性公務員を派遣してはならない。

第 54 条 公務員の辞任、退任

1. 役員・管理職の公務員は、以下の場合に、辞任、退任を申し出ることができる。
 - a) 健康が不十分である。
 - b) 能力、威信が不十分である。
 - c) 任務の要求による。
 - d) 他の理由による。
2. 役員・管理職の公務員は、辞任・退任の後、教育研修を受けた専門業務に相応しい仕事を配置され、若しくは定年・退職をする。
3. 役員・管理職の公務員は、辞任、退任を申し出たが、権限のある機関に認められていない場合にその任務及び権限を継続して遂行しなければならない。
4. 役員・管理職の公務員の辞任、退任の決定権限、順序及び手続は、法律規定及び権限のある機関の規定に従う。

第6節

公務員の評価

第 55 条 公務員評価の目的

公務員評価は、政治認識、倫理・道徳、能力、業務専門レベル、与えられた任務執行の実績を明確にするために行われる。評価結果は、公務員の配置、使用、任

命、教育研修、表彰、懲戒処分、かつ公務員への政策を実施する根拠となる。

第 56 条 公務員評価の内容

1. 公務員は、以下の内容に基づいて評価される。
 - a) 共産党の路線、方針、政策及び国家の法律の遵守
 - b) 政治認識、倫理・道徳、生き方、躰、仕事のやり方
 - c) 専門能力
 - d) 任務執行の進捗、実績
 - dd) 任務執行上の責任感、協力精神
 - e) 公民への服務態度
2. 本条前項に定める規定の他、役員・管理職の公務員は以下の内容について評価される。
 - a) 指導、管理する機関・組織・部署の実績
 - b) 指導及び管理の能力
 - c) 公務員を集合し、団結させる能力
3. 公務員の評価は毎年に行う他、任命、人材確保計画の策定、出向及び教育研修の前並びに人事異動及び派遣の期間が終了したときに行う。
4. 政府は、公務員の評価の順序及び手続を定める。

第 57 条 公務員評価の責任

1. 公務員を使用する機関・組織・部署の長は、部下である公務員を評価する責任を負う。
2. 機関・組織・部署の長に対する評価は、当該機関・組織を直接管理する上部の機関・組織・部署の長によって行う。

第 58 条 公務員の評価分類

1. 公務員は、その評価結果により以下の通り実績を分類される。
 - f) 優秀な任務の完成。
 - g) 優良な任務の完成。
 - h) 任務の完成。ただし、能力に限られる。
 - i) 任務の未完成。
2. 公務員の評価分類の結果は、公務員の書類に保管され、本人に通知される。
3. 権限のある機関・組織・部署は、2年連続任務を完了したが能力に限られる公務員又は2年のうち1年に任務を完成したが、能力に限られ、もう1年に任務を完了しなかったという評価を受けた公務員に対して他の仕事を配置することができる。
2年連続、任務を完成しなかった公務員は権限のある機関・組織・部署に解雇さ

れる。

第7節 公務員の退職、定年退職

第59条 公務員の退職

1. 以下の何れかの場合に該当する公務員には、退職制度が適用される。
 - a) 組織の再構築の場合。
 - b) 権限のある機関が本人の退職希望を承認した場合。
 - c) 本法第58条第3項による場合。
2. 退職を希望する公務員は、権限のある機関・組織に退職願を提出し、認定を受ける。権限のある機関・組織・部署は、願書を受けた日より30日以内、書面で回答をする。退職を認めない場合には、その理由を明記しなければならない。公務員は、権限のある機関・組織に認められていないのに無断退職をする場合には、退職手当を受けられず、法律規定に基づき教育研修の費用を求償される。
3. 懲戒処分を検討されている、若しくは刑事責任を追求されている公務員には、退職を認めない。
4. 妊娠中又は36ヶ月以下の子供を育児する女性公務員には、本人が退職を希望しない限り、解雇してはならない。

第60条 公務員の定年退職

1. 公務員は、労働法の規定に従って、定年退職をする。
2. 公務員を管理する機関・組織・部署は、定年退職日より6ヶ月前に、公務員本人に対して文書で定年の期日を知らせなければならない。幹部を管理する機関・組織・部署は、定年退職日より3ヶ月前に定年退職の決定を下す。

第5章 村級幹部・公務員

第61条 村級幹部・公務員の職名・職務

1. 本題第4条第3項に定める村級幹部・公務員は村級幹部及び村級公務員である。
2. 村級幹部には以下の職務がある。
 - a) 共産党委員会の書記長・副書記長
 - b) 人民評議会の議長・副議長
 - c) 人民委員会の委員長・副委員長
 - d) ベトナム祖国戦線委員会の委員長
 - dd) ホーチミン共産党青年団の書記長

- e) ベトナム婦人連合会の会長
 - g) ベトナム農民会の会長（農林業・漁業・塩業の活動があり、かつベトナム農民会が存在する村、区、市に適用する）
 - h) ベトナム旧兵士の会長
3. 村級公務員には以下の職名がある。
- a) 公安長
 - b) 軍事指導長
 - c) 事務所、統計の担当
 - d) 地政、建設、都市及び環境（市町の場合）の担当又は地政・農業・建設及び環境（村級場合）の担当
 - dd) 財務・経理の担当
 - e) 司法・戸籍の担当
 - g) 文化・社会の担当
- 村級公務員は、県級機関が管理する。
4. 本条第 2 項、第 3 項に定める村級幹部・公務員は、村級へ出向・人事異動・派遣をされた幹部・公務員を含む。
5. 政府は、経済社会の条件及び地方の規模・特徴に基づき村級幹部・公務員の定員数を具体的に決める。

第 62 条 村級幹部・公務員の義務・権限

1. 本法及び関係法律のその他の規定、本人が所属する組織の規定に定める義務及び権限を執行する。
2. 村級幹部・公務員は、職務遂行の際、給与を支払われ、保険制度を付与される。職務を引退する場合、法律に定める条件、基準を満たせば、公務員への資格変換を検討される。その場合に、試用制度を免除され、待遇の制度・政策を続けて受けることができる。公務員への資格変換をされず、定年退職の条件を満たさない場合は、給与を支払われなくなり、かつ法律規定に従って、任意保険制度に基づいて保険料を支払う。出向・人事異動・派遣の幹部には、権限のある機関は相応しい仕事を配置し、若しくは法律規定に従って、待遇制度を適用する。

政府は、この条項の詳細を定める。

第 63 条 村級幹部・公務員の選挙、採用及び教育研修

1. 村級幹部の選挙は、人民評議会及び人民委員会組織法、人民評議会代表者選挙法、関係組織の条例、法律規定及び権限のある機関の規定に従う。
2. 村級公務員の採用は、選抜試験を通じて行う。山岳地帯、国境地帯、諸島、遠隔地、少数民族地域、経済社会条件が特別に困難な地域には、選定を通じて行うことができる。

県級人民委員長は政府の規定に従って、村級公務員を採用する。

3. 村級幹部・公務員の教育研修は、職名・職務及び任務の要求に基づき、幹部・公務員確保計画に適合しなければならない。村級幹部・公務員の教育研修制度は、ベトナム共産党の権限のある機関及び政府に決められる。村級幹部・公務員の教育研修の経費は、国家予算及び法律に定めるその他の収入で賄う。

第64条 村級幹部・公務員の評価、分類、退任、辞任、退職及び定年退職

村級幹部・公務員の評価、分類、退任、辞任、退職及び定年退職は、本法の規定及び関係する法律、条例に従う。

第6章 幹部・公務員の管理

第65条 幹部・公務員の管理内容

1. 幹部・公務員の管理事項は以下の通りである。
 - a) 幹部・公務員に関する法律規范文書の公布及び施行
 - b) 幹部・公務員計画及び確保計画の策定
 - c) 幹部の職名及び構成員の定め
 - d) 公務員の職階、職名及び番号の定め；公務員数を定めるための公務員の仕事地位及び公務員の構成員の定め
 - dd) 本法に定める幹部・公務員の管理に関する他の業務
2. ベトナム共産党の権限のある機関、国会常務委員会及び政府は、本条に定める幹部・公務員の管理内容の詳細を定める。

第66条 幹部・公務員の定員数を定める管轄権

1. 幹部の定員数を定める権限は、法律規定及びベトナム共産党の権限のある機関の規定による。
2. 国会常務委員会は、国会事務局、国家会計検査機関、人民裁判所及び人民検察院の公務員定員数を定める。
3. 国家主席は、国家主席府の公務員定員数を定める。
4. 政府は、省、省同級機関、政府所属機関、省級機関及び国家の独立行政法人の公務員定員数を定める。
5. 省級人民評議会は、政府の公務員定員数の定めに基づき、人民評議会及び人民委員会の機関並びに各級人民委員会の独立行政法人の公務員定員数を定める。
6. ベトナム共産党の権限のある機関は、ベトナム共産党の機関及び独立行政法人並びに政治社会組織の公務員定員数を定める。

第67条 幹部・公務員の管理

1. 幹部・公務員の管理は、本法、関係する法律、ベトナム共産党及び政治社会組織の条例、権限のある機関の発行した文書に従う。
2. 政府は、公務員に対する国家管理を統一して行う。

内務省は、政府に対して公務員管理の実施について責任を負う。

省庁、省同級機関、省級人民委員会は、その任務、権限の範囲内で、政府の分権に従って、公務員に対する国家管理を行う。

県級人民委員会は、その任務及び権限の範囲内に省級人民委員会の分権に従って公務員に対する国家管理を行う。

3. ベトナム共産党の権限のある機関、政治社会組織は、その機能、任務の範囲内で権限のある機関からの分権及び政府の規定に従って、公務員を管理する。

第68条 幹部・公務員の管理に関する報告制度

1. 政府は、毎年国会に対して幹部・公務員の管理業務を報告する。
2. 政府の幹部・公務員管理に関する報告準備は以下の通りである。
 - a) 省、省同級機関、政府所属機関、省級人民委員会は、その管轄に置く幹部・公務員の管理業務を報告する。
 - b) 最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査機関、国会事務局及び国家主席府はそれぞれの管轄におかれる幹部・公務員の管理を報告する。
 - c) ベトナム共産党の権限のある機関及び政治社会組織は、それぞれの管轄に置かれる公務員の管理を報告する。

本項a、b及びcに定める報告は、毎年9月30日までに政府に送付する。
政府はこれをまとめて、国会に報告、提出する。
3. ベトナム共産党の機関及び政治社会組織における幹部管理に関する報告準備は、法律及び権限のある機関の規定に従う。
4. 幹部・公務員の管理に関する報告内容は、本法第65条の規定に従う。

第69条 幹部・公務員の書類管理

1. 権限のある機関・組織・部署は、それぞれの管轄に置かれる幹部・公務員に関する書類の管理について責任を負う。幹部・公務員に関する書類は、規定に定める十分な資料を揃えた上で、幹部・公務員の正確な勤務過程を確保。
2. ベトナム共産党の権限のある機関は、その管轄に置かれる幹部・公務員に関する書類の作成及び管理を指導する。
3. 内務省は、本条第2項を除き、幹部・公務員に関する書類の作成及び管理を指導する。

第7章 公務遂行の条件の確保

第70条 職場

1. 職場とは、ベトナム共産党の機関、国家、政治社会組織、独立行政法人の本部事務所であり、固有名称、住所が付与され、建物、本部事務局の敷地に置かれる他の財産を含む。

2. 国家は、ベトナム共産党の機関、国家及び政治社会組織の職場の建設投資をする。
3. 職場の規模、場所及び設計基準は、権限のある機関が決め、権限のある機関に認められた個々の機関・組織・部署の機能、任務、組織構成及び使用基準に適合する。

第71条 公舎

1. 公舎は、出向・人事異動・派遣をされた幹部・公務員が公務担当の期間中に賃借するために国家に建設投資された住宅である。幹部・公務員は、出向・人事異動・派遣の期間が終了したときに公舎を管理する機関・組織・部署に公舎を返還する。
2. 公舎を管理する機関・組織・部署は、適正な目的及び対象者に対して公舎を管理、使用を確保する。

第72条 職場の機材設備

1. 国家は、公務遂行のために職場における機材設備を用意し、公務遂行の効果を向上するために情報の利活用を重視して投資する。
2. 機関・組織・部署はそれぞれの任務要求及び国家財産の管理使用の基準、制度に基づき、機材設備を調達する。
3. 機関・組織・部署の長は、職場の機材設備の管理規制を作成し、当該機材設備の効率的な使用、節約を図る。

第73条 公務遂行のための乗物

国家は、国家財産の管理及び使用の規定に従って幹部・公務員の公務遂行のために乗物を手配する。手配できない場合に、幹部・公務員は、政府の規定に基づいて旅行費を支払われる。

第8章 公務監査

第74条 公務監査の範囲

1. 本法及びその他の関係法律に従って、幹部・公務員の任務、権限の執行を監査する。
2. 公務員の採用、任命、教育研修、出向・人事異動、派遣、解任、評価、退職、定年退職、表彰、懲戒、倫理・道徳、公務遂行上の対話の文化、公務遂行条件を監査する。

第75条 公務監査の実施

1. 省の監査員、部局の監査員、省級監査員及び県級監査員は、それぞれの任務及び権限の範囲内で幹部・公務員の任務及び権限の執行を監査する。
2. 内務省及び地方内務局の監査は、本法第74条第2項に定める範囲において専門的な監査の機能を実施する。
3. 政府は公務監査の詳細を定める。

第9章 表彰及び懲戒処分

第76条 幹部・公務員の表彰

1. 公務成績のある幹部・公務員は、表彰法に従って表彰される。
2. 優秀な成績又は功績により表彰された幹部・公務員は、所定期間の前に昇給され、また機関・組織・部署が必要がある場合に昇進を認定される。

政府はこの規定の詳細を定める。

第77条 幹部・公務員の免責

1. 幹部・公務員は、以下の場合に免責される。
 - a. 上部の違法な決定を履行する前に当該決定を下した者に通知した場合。
 - b. 法律に定める不可抗力の場合

第78条 幹部に対する懲戒処分方法

1. 本法及び関係法律の規定に違反した幹部は、違反の性質、程度により、以下のいずれかの懲戒処分を受ける。
 - a) 叱責
 - b) 警告
 - c) 解職
 - d) 解任
2. 解職は、任期制で役員として任命された幹部のみに対して適用する。
3. 裁判所に有罪判決を言い渡され、当該判決・決定が確定された幹部は、選挙・承認・任命によって就いた職務を引退する。裁判所に懲役刑を言い渡され、刑の執行猶予を認められない幹部は解雇される。
4. 懲戒処分方法の適用、懲戒処分の決定権限、順序及び手続は、法律規定、ベトナム共産党及び政治社会組織の条例並びに権限のある機関・組織・部署の規定文書に従う。

第79条 公務員に対する懲戒処分方法

1. 本法及び関係する法律の規定に違反した公務員は、その違反の性質、程度により以下のいずれかの懲戒処分を受ける。
 - a) 叱責
 - b) 警告
 - c) 減給
 - d) 降職
 - dd) 解職

e) 解雇

2. 降職及び解職は、役員・管理職に従事する公務員のみに適用する。
3. 裁判所に懲役判決を言い渡されたが執行猶予を認められた公務員は、判決決定が確定された日より当然解雇される。役員・管理職の公務員は、裁判所に有罪判決を言い渡され、当該判決決定が確定された場合に、当然任命された職務を免職される。
4. 政府は、公務員に対する懲戒処分方法の適用、懲戒処分の決定権限、順序及び手続を定める。

第 80 条 懲戒処分の時効、期間

1. 懲戒処分の時効とは、本法に定める期間であり、この期間が過ぎたら、違反行為をなした幹部・公務員は、懲戒処分を判定されなくなるものとする。懲戒処分の時効は、違反行為を為したときから 24 ヶ月である。
2. 幹部・公務員に対する懲戒処分期間とは、幹部・公務員の違反行為が発覚したときから権限のある機関の懲戒処分決定が下された日までの間である。懲戒処分期間は、2 ヶ月以内である。複雑な事実があり、より明確にするための釈明・審査期間が必要な場合に、懲戒処分期間を最大 4 ヶ月まで延長することができる。
3. 立件、起訴又は刑事訴訟手続による裁判開始を決定された後、事件捜査又は事件停止を決定された個人は、その違反行為が規律違反の兆候がある場合に懲戒処分を受ける。捜査停止又は事件停止の決定日より 3 日以内に決定を下した者は、当該決定及び事件の記録書を懲戒処分の権限を持つ機関・組織・部署に送付しなければならない。

第 81 条 幹部・公務員の停職

1. 幹部・公務員を管理する機関・組織・部署は、幹部・公務員に対する懲戒処分を判定する期間中に、当該幹部・公務員が継続して勤務すれば、懲戒処分の判定を困難にすると判断する場合には、当該幹部・公務員の停職を決定することができる。停職期間は 15 日以内である。必要な場合に 15 日まで延長することができる。幹部・公務員が捜査・起訴・裁判のために勾留される場合に、この勾留期間は事由のある休職と見做される。幹部・公務員は、停職期間が過ぎた後、懲戒処分を受けない場合、現職に復帰する。
2. 幹部・公務員は、停職期間又は捜査・起訴・裁判のための勾留期間中、政府の規定により給与を支払われる。

第 82 条 懲戒処分を受ける幹部・公務員に関するその他の規定

1. 叱責、警告を受けた幹部・公務員には、昇給期間が懲戒処分決定の効力が発生する日より 6 ヶ月延期される。降職、解職をされる幹部・公務員には、昇給期間が懲戒処分決定の効力が発生する日より 12 ヶ月延期される。
2. 叱責から解職までの懲戒処分を受けた幹部・公務員には、懲戒処分決定の効力が発生する日より 12 ヶ月以内、職階の昇格、人材確保計画、教育、任命を行わない。この期間の終了した後、幹部・公務員は規律の違反による懲戒処分を受けない場合に、法律規定に従って職階の昇格、人材確保企画、教育、任命をされる。
3. 幹部・公務員は、懲戒処分の検討期間中又は捜査・起訴・裁判の期間中、応募、

推薦、任命、出向、人事異動、派遣、教育研修、職階昇格の試験の受験、定年退職、退職をしてはならない。

4. 汚職の理由で解職された幹部・公務員は、役員・管理職に任命されない。

第 83 条 幹部・公務員の表彰・懲戒書類の管理

幹部・公務員の表彰・懲戒は、本人の書類に記録し、保管される。

第10章 施行条項

第 84 条 幹部・公務員法のその他の対象者への適用

1. ベトナム共産党の権限のある機関、国会常務委員会、政府は、本法第 4 条第 1 項に定める対象者以外で選挙された者に対する本法の適用及び幹部の職名・職務に選ばれた定年退職者に対する手当制度の適用の詳細を定める。
2. ベトナム共産党の権限のある機関、政府は、共産党、国家に出向させ、任命をした者及び政治社会組織、社会組織、社会職業組織の定員数の指標に基づき、採用・任命をされ、執務する者に対する幹部・公務員法の適用の詳細を定める。
3. 政府は、国営企業の取締役会長、取締役、社長、副社長、部長、副部長、会計長及びその他の役員・管理職を担当する者、国家が資本を出資した企業における国家資本所有の代表者として国家に指名された者に対する幹部・公務員法の適用の詳細を定める。
4. 政府は、村級専門官以外の職員の定員数及び待遇の制度・政策を定める。

第 85 条 独立行政法人の勤務者に対する過渡条項

独立行政法人に勤務する、本法に定める幹部・公務員以外の者に関する現行法の規定は職員法が制定されるまでの間に継続して適用する。

第 86 条 施行効力

1. 本法は、2010 年 1 月 1 日より施行される。
2. 1998 年 2 月 26 日付の幹部・公務員法令、2000 年 4 月 28 日付の幹部・公務員法令の一部の条項を改正する法令、2003 年 4 月 29 日付の幹部・公務員法令の一部の条項を改正する法令は、本法の効力が発生する日より失効する。

第 87 条 施行細則

国会常務委員会、政府は、本法の関係条項の施行細則並びに国家管理の需要に対応するために本法に定めるその他の事項の施行細則を定める権限のある機関を決める。

本法は、2008 年 11 月 13 日にベトナム社会主義共和国第 12 会期、第 4 会議で可決された。

国会議長

グエン・フ・チョン